

引っ越し時の届け出

このほかの手続きが必要な場合もあります。ご不明な点は担当課へ電話でご確認の上、ご来庁ください。

(表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届出に必要なものです)

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓口	課
住所変更		★転出届を提出 ⇒転出証明書の発行 転出先の市区町村へ提出	転出先の区役所に転入届を提出 (転入後14日以内)	★転居届を提出 (転居後14日以内)	1階 ⑦⑧	戸籍住民課
		新住所の番号(○番○号)・番地(○番地)、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出 *本人確認できる書類(運転免許証・健康保険証など) 外国人登録をされている方は転居先の市区町村へ問い合わせ				
	印鑑登録	★印鑑登録証(カード)の返還 ⇒転出先の市区町村で新たに印鑑登録 *印鑑登録証	住所変更の手続きにより、引き続き印鑑登録証(カード)が使用可 新たに印鑑登録をする場合は、問い合わせ			
転校 (小・中学校)	転出先の市区町村へ在学証明書を提示 *在学証明書(転校前の学校で発行)	転出先の区役所で、住所変更の手続き時に在学証明書を提示 ⇒入校票発行⇒新しい学校へ提出 *在学証明書(転校前の学校で発行)				
国民健康保険	★脱退手続き(転出前) *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き (転出後14日以内) *国民健康保険証	★住所変更の手続き(転居後 14日以内) *国民健康保険証		2階 ②	保険年金課
後期高齢者医療	★被保険者証の返還。道外への転出は、 医療費負担区分証明書の交付が必要。 *被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続き をし、被保険者証の差し替え *被保険者証	★住所変更の手続きをし、 被保険者証の差し替え *被保険者証			
介護保険	★被保険者証の返還。要介護認定の方、 認定申請中の方は受給資格証明書の交付 *被保険者証					
国民年金	加入者	転出先の市区町村窓口にお問い合わせ	住所変更の手続きにより、自動的に住所が変更		2階 ③	
	受給者	※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続き 年金の種類により手続きが異なるため、転出先の市区町村窓口にお問い合わせ				
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当	★転出の手続き ⇒転出先の市区町村で住所変更の 手続き *印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *障害者手帳・療育手帳・印鑑	★住所変更の手続き *障害者手帳・療育手帳・印鑑		1階 ①	保健福祉課
障害者手帳	★転出先の市区町村で住所変更の手続き *障害者手帳・療育手帳・印鑑 ※福祉乗車証・福祉タクシー利用券・ 自動車燃料助成券・福祉定期券利用証 明書・福祉割引ウィズユーカーは返 還⇒1階②窓口	転出先の区役所で住所変更の手続き *障害者手帳	★住所変更の手続き *障害者手帳			
療育手帳		転出先の区役所で住所変更の手続き *療育手帳	★住所変更の手続き *療育手帳			
敬老パス 敬老手帳	★敬老パス・敬老手帳の返還 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用可 敬老手帳には、新住所を記入			1階 ②	
児童手当	★消滅手続き ⇒転出先の市区町村で申請	住所変更の手続により、自動的に住所が変更			1階 ③	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	★住所変更の手続き *手当証書	転出先の区役所で住所変更の手続き *手当証書	★住所変更の手続き *手当証書			
医療助成	★受給者証の返還 ⇒転出先の市区町村で申請 *受給者証	転出先の区役所で住所変更の手続き *受給者証	★住所変更の手続き *受給者証			
特定疾患医療 受給者証	道内→転出先の保健所で住所変更の 手続き *特定疾患医療受給者証・転出先住所 の住民票 道外→保健センターまで問い合わせ	転出先の保健センターで住所変更の 手続き *特定疾患医療受給者証	★住所変更の手続き *特定疾患医療受給者証		2階	保健センター
小児慢性特定 疾患医療受診券	★保健センターで返納の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券 ※転出先の保健所に問い合わせ	転出先の保健センターで住所変更の 手続き *小児慢性特定疾患医療受診券	★住所変更の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券			
固定資産税	資産の所在する市区町村で住所変更の 手続(電話・手紙での連絡も可)				2階 ⑤	課税課
原動機付自転車 (125cc以下)・ 小型特殊自動車	★廃車届を提出。 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証 ・標識交付証明書	住所変更の手続きにより、自動的に住所が変更。				